

すくすくの杜戸田駅前保育園運営規程

第1章 総 則

(目的及び運営の方針)

- 第1条 本園は、児童福祉法に基づいて心身ともに健やかに育成されるよう乳児及び幼児の保育を行うことを目的とする。
- 2 本園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 本園は、保育に関する専門性を要する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- 4 本園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携をはかりながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援を行うよう努めるものとする。
- 5 本園は、児童福祉法施行条例（平成24年埼玉県条例第68号。以下「条例」という。）その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(名称)

- 第2条 本園は、すくすくの杜戸田駅前保育園と称する。

(所在地)

- 第3条 本園は、埼玉県戸田市大字新曽805番地1に置く。

第2章 職員及び職務

(職員の区分及び定数)

- 第4条 園に次の職員を置く。

- | | |
|-----------|----|
| (1) 園 長 | 1名 |
| (2) 主任保育士 | 1名 |
| (3) 保育士 | 9名 |
| (4) 栄養士 | 1名 |
| (5) 調理員 | 2名 |
| (6) 看護師 | 1名 |

- (7) 事務員 1 名
- (8) 嘱託医 1 名 (非常勤)
- (9) 嘱託歯科医 1 人 (非常勤)

2 前項に定めるもののほか必要に応じてその職員を置くことができる。

(職員の資格)

第5条 職員は、条例第155条及び156条に該当する者の中から、理事長が任命する。

但し、保育士については、児童福祉法第18条の4に定める保育士であることを要する。

(職務)

第6条 施設長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、利用乳幼児を全体的に把握し、園務を司る。

2 主任保育士は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、施設長を補佐し、保育内容について他の保育士を総括する。

3 保育士は、保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

4 栄養士は、利用乳幼児の発達段階に応じ、0歳児の離乳食、1～2歳児の幼児食及び3歳以上の幼児食に係る献立を作成する。

5 調理員は、栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

6 看護師は、児童の健康状態を観察し健康管理等の業務を行う。

7 事務員は、園内諸業務に従事する。

8 嘱託医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び支給認定保護者への相談、指導を行う。

9 嘱託歯科医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科健診、職員及び支給認定保護者への相談、指導を行う。

(職務の心得)

第7条 職員は、この規則及びこれに附属する諸規程を守り、園長の指示に従い職場秩序を維持するとともに、保育事業従事者としてその責務を深く自覚し、誠実に且つ公正に職務を行わなければならない。

第3章 文 書

(文書の取扱)

第8条 文書は、正確、迅速、丁寧に取扱い事務が円滑適正に行われるように処理しなければならない。

(文書の管理)

第9条 文書は、点検され、正しく保管され、重要なものは非常災害に際し持ち出しできるように常に整理し、紛失、火災盗難等に対する予防措置を取らなければならない。

(備えるべき帳簿及び保存年限)

第10条 備えるべき簿冊及び保存年限は別表のとおりとする。

第4章 認可定員及び利用定員

(認可定員)

第11条 本園の認可定員は**60**名とする。

(利用定員)

第11条の1 本園の利用定員は**60**名とし、その内訳は次のとおりとする。

0歳児	6 名
1歳児	10名
2歳児	11名
3歳児	11名
4歳児	11名
5歳児	11名

第5章 入園及び退園

(入園児童・入園)

第12条 本園の入園資格は、**戸田市**が保育の実施を決定した者とする。

(退園)

第13条 次に該当したときは、退所させることができる。

- (1) 戸田市が保育の実施を解除したとき
- (2) その他戸田市と協議の上適当と認められたとき

第6章 園児の処遇

(平等の原則)

第14条 園児又はその保護者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって差別的取扱をしない。

(費用)

第15条 当園の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担金（保育料）を支払うものとする。

2 当園は、支給認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害等の緊急その他やむを得ない理由により保育を提供した場合については、当該保護者から特定教育・保育基準費用額（子ども・子育て支援法第28条第2項第1号に規定する内閣府総理大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。）の支払いを受けるものとする。この場合、当該保護者が適切に教育・保育給付を受けられるよう、特定教育・保育提供証明書の交付その他必要な措置を講じるものとする。

3 当園は、前項の支払いを受けるほか、特定教育・保育の提供における便宜に要する費用のうち、下表に掲げる費用の支払いを受けることがある。

費用の種類	納付額（年額）	徴収の目的
行事活動費	2,000円	各行事のプレゼント費等として
卒園対策費 （5歳児）	12,000円	お別れ遠足、卒園アルバム費等として

(保育時間・開園時間)

第16条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）

7時から18時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。また、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの開園時間の範囲内で延長保育を提供する。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間（8時間）

8時30分から16時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。また、

上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から、および19時までの開園時間の範囲内で延長保育を提供する。

（3）開園時間

当園が定める開園時間は、次のとおりとする。

月～土曜日 7時00分から19時00分までとする。

（登降園）

第17条 登降園については、原則として保護者が付き添うものとする。

（保育内容）

第18条 保育内容及び給食並びに健康管理については、園児の年齢、発達に応じてこれを分け、指導計画を立てる。

（虐待等の禁止）

第19条 職員は、園児に対し、条例第159条の規定により、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の行為を行ってはならない。

- （1） 殴る、蹴る等直接園児の身体に侵害を与える行為。
- （2） 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為
- （3） 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
- （4） 強引に引きずるようにして連れて行く行為。
- （5） 食事を与えないこと。
- （6） 園児の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
- （7） 乱暴な言葉使いや園児をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
- （8） 施設を退所させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
- （9） 性的な嫌がらせをすること。
- （10） 当該園児を無視すること。

（日課及び年間行事）

第20条 日課及び年間行事については、別に定める。

(休日)

第21条 本園の休日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び国民の祝日並びに国民の休日
- (2) 12月29日より1月3日まで

(欠席)

第22条 園児が欠席する場合には、保護者は口頭又は文書で園長に届け出るものとする。

(休園)

第23条 園児又は園児の同居家族に伝染病等の発生により他の園児に伝染する恐れがあると園長が認めたときは休園を命じることができる。

(保護者との連絡)

第24条 園は保護者と常に密接な連絡を保ち、保育方針、成長、栄養状態、園運営等について保護者の協力を得るものとする。

(健康管理)

第25条 園長、看護師は常に入所園児の健康に留意し、年2回以上の健康診断を実施しその結果を記録しておかなければならない。

(衛生管理)

第26条 園は環境衛生の保持を心がけ、衛生知識の普及、伝達及び伝染性疾患の感染防止を行い、年1回の大掃除を行うものとする。

(苦情対応)

第27条 利用者からの苦情については、適切な解決に努めるための取組を行うものとする。

- 2 苦情解決の取り組みに関わり、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員を設置する。

第7章 緊急時対応・災害対策

(緊急時等における対応方法)

第28条 職員は、現に保育の提供を行っているときに園児に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該園児の保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要

な措置を講じなければならない。

第29条 園長又は防火管理者は、非常その他急迫の事態に備え、取るべき措置について予め対策を立て、少なくとも毎月一回園児及び職員の避難及び消火訓練を行うものとする。

第8章 雑 則

(改正)

第30条 この規程を改正、廃止するときは、理事会の議決を得るものとする。

附 則

(附則)

この規程は令和7年4月1日から施行する。